

## 第7回 第2次熊本市行政区画等審議会

日時：平成31年3月5日（火）10：00～

場所：熊本市役所14階大ホール

### 会 議 次 第

- 1 開会
  
- 2 議事  
（報告事項・審議事項）  
保田窪2丁目2番街区の行政区の変更について
  
- 3 決議
  
- 4 その他
  
- 5 閉会

## 熊本市行政区画等審議会委員名簿

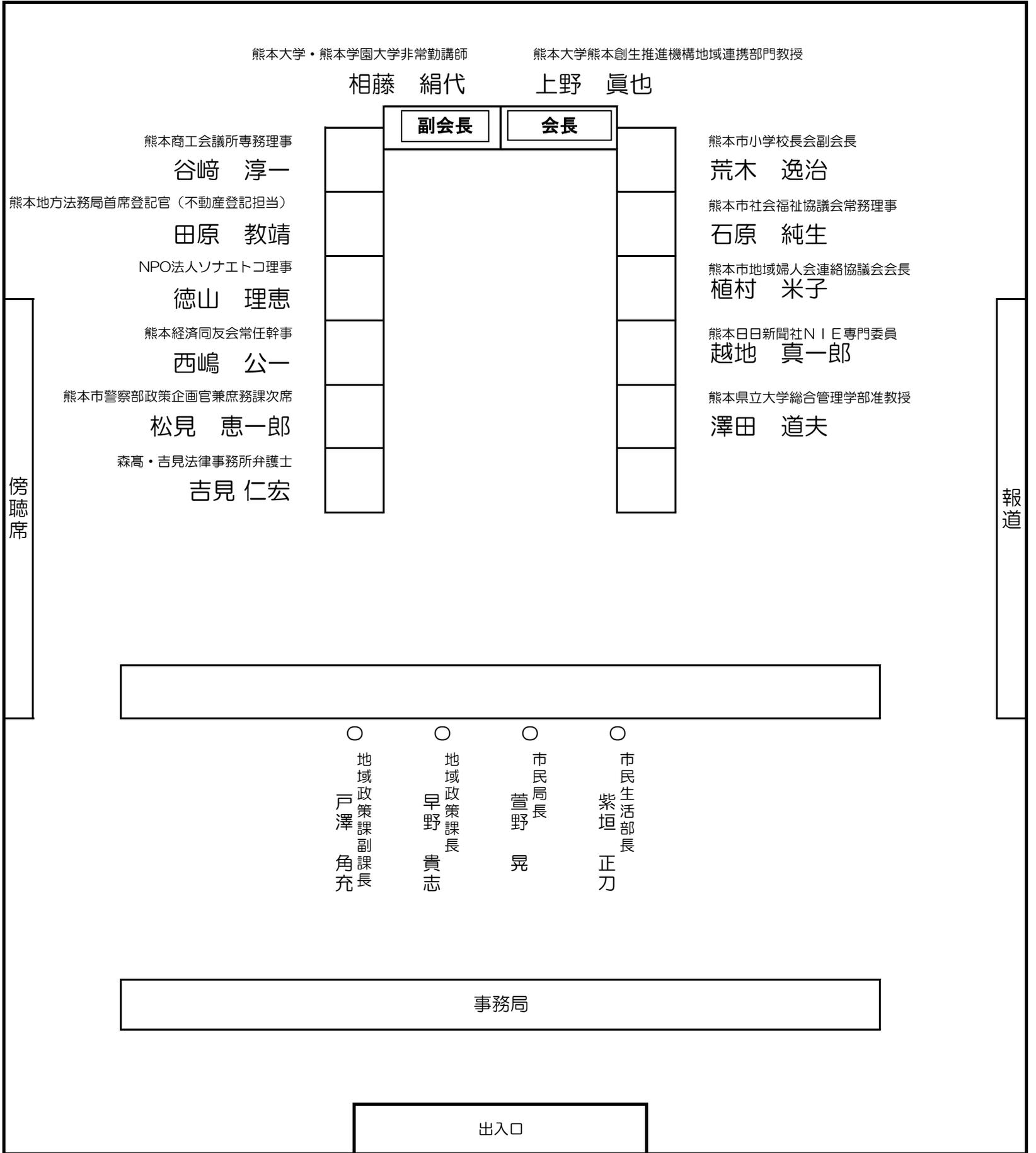
氏名	所属等
あいとう きぬよ 相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学非常勤講師
あらかい いちはる 荒木 逸治	熊本市小学校長会副会長
いしはら すみお 石原 純生	熊本市社会福祉協議会常務理事
いそだ けいすけ 磯田 圭輔	熊本市PTA協議会副会長
いづの すぐる 伊津野 豪	熊本市民生委員児童委員協議会副会長
うえの しんや 上野 眞也	熊本大学熊本創生推進機構地域連携部門教授
うえむら よねこ 植村 米子	熊本市地域婦人会連絡協議会会長
かなざわ ともり 金澤 知徳	熊本市地域包括支援センター連絡協議会会長
こえじ しんいちろう 越地 眞一郎	熊本日日新聞社NIE専門委員
さわだ みちお 澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授
たにざき じゅんいち 谷崎 淳一	熊本商工会議所専務理事
たばる のりやす 田原 教靖	熊本地方法務局首席登記官（不動産登記担当）
とくやま りえ 徳山 理恵	NPO法人ソナエトコ理事
にしじま こういち 西嶋 公一	熊本経済同友会常任幹事
まつみ けいいちろう 松見 恵一郎	熊本市警察部政策企画官兼庶務課次席 （兼熊本県警察本部警務部警務課総合企画室長）
やまぐち じゅんいち 山口 純一	熊本市消防団長
よしみ まさひろ 吉見 仁宏	森高・吉見法律事務所弁護士

（五十音順 敬称略）  
以上17名

# 行政区画等審議会 席次表

平成31年3月5日（火） 午前10時00分～

熊本市役所14階大ホール



第7回  
第2次熊本市行政区画等審議会  
会 議 資 料

地域政策課

日時 平成31年3月5日(火) 10時00分～  
場所 熊本市役所 14階大ホール



## 1. 行政区を変更した場合の行政にかかるコストについて

### ●他都市の事例

#### 広島市

近年の行政区変更の際は、開発での住居表示変更に伴うもので殆ど居住者がいないため、住民情報の変更など発生していない。平成5年の行政区変更は100世帯ほど居住者がある事例だが、当時はシステム等も特段無い時代のため、調査した限り、システム改修等経費は発生していない。

#### 新潟市

本来の基準では高速道路に沿って区の線があるべきところを、区画整理の時期に整理したもので、居住者が居ない数筆の土地のため、住民情報の変更などは無かった。町を新設した影響で多少入力作業等があったが、内部で行った。

### ●本市の状況

本市の住基情報系システムにおいて、住居表示実施による住所の変更は想定されているが、行政区の変更は想定されていないため、システム改修が必要。予算を算定するためには、数か月かけて検討する必要がある。

- ・住基情報系システムと他のシステムの連携方法
- ・本市住基情報系システムへの影響

行政区変更の対象者の住民票、戸籍、附票への記載内容の検討などが必要

## 2. 区割りに関するパブリックコメントについて

- 「熊本市行政区画の編成及び区役所の位置についての検討案」に関するパブリックコメントを平成22年1月8日～2月7日に実施。

- ・概要：「小学校区の緩衝地域に住んでおり、通学が隣の区になっている」という画図校区からの質問。  
→回答：通学する小学校が隣の区になっていても、通学できなくなるということはなく、他の政令市でも特に問題は生じていない旨を説明。

## 3. 校区変更に伴う説明会

- ・日時：平成24年3月17日（土）午後7時から
- ・会場：D‘レスティア保田窪内「多目的ホール」
- ・内容：（1）校区の変更について （2）その他
- ・概要：校区変更の要望が提出されたことに伴う、保田窪2丁目2番街区住民を対象に行われた説明会では、校区の変更が、すなわち行政区を変更するものではない旨、当時の政令指定都市推進室から説明をしている。

## 保田窪2丁目2番の行政区変更について

## 1. 住民の要望の趣旨

## ●要望書（抜粋）

指定都市移行時に関すること	
1	大きな産業道路で分断されているのになぜ東区なのか。
2	政令都市移行時の区割りの際、緩衝区の通学人数を把握していない。緩衝区の通学状況を考慮すべきだった。
自治会・まちづくり・校区に関すること	
3	昭和55年の帯山西小開校以来、通学、自治会とも帯山西校区として活動している。
4	外灯の電球交換を町内会事務局に申し入れたところ、西原校区ということで対応してもらえなかった。
避難所・投票所に関すること	
5	水害の非難マップ（ハザードマップ）はむしろ不便と危険性が高まる地域へ避難指示が掲載されている。
6	帯山西小学校に避難した際に「東区」と記載したが肩身が狭く感じた。
7	選挙の投票所が、産業道路を渡った遠方の西原小学校である。
選挙に関すること	
8	選挙で、住民の希望を実現してくれる候補者を選べない。
区役所の手続きに関すること	
9	東区役所へのアクセスが悪い。高齢になって車を手放したら困る。対策も見えない。
10	主任児童委員宛の市の郵便物のラベルが「東区保田窪」ではなく「中央区保田窪」と誤っていた。（解消済み）
11	介護保険に関して、病院で東区役所を案内される。（正確には後期高齢者医療制度）
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること	
12	中央区の病院を受診した際、受診拒否のような文言で、東区を受診を勧められた。
13	他県の方には事情を理解していただけず、ネット通販、宅配便などで「東区保田窪」はコンピュータでヒットしないとわれ、受付を拒否された。
14	東区の電話帳に掲載されているが、一般の人は保田窪2丁目を中央区と認識しているため見つからない。
15	近所の弁当屋が、政令指定都市移行前は配達していたのに、東区となってからは管轄外扱いで配達不可となった。

●第1回検討部会ヒアリング・質疑応答

指定都市移行時に関すること	
1	・政令指定都市スタート時から帯山西小校区になったにもかかわらず行政区は東区であることのねじれを解消したい。
2	・大きな産業道路が通っているにも関わらず、反対側の校区（の行政区）に属している。
自治会・まちづくり・校区に関すること	
3	・居住開始（15年程前）から自治会、生活の実態も帯山西小だった。
4	・緩衝地区であったおかげで表立ってなかったが、皆帯山西小学校に通って、父兄もそこで活動するので、実態として帯山西小学校の校区であった、そこにつきる。
5	・審議会で、中央区ブランドにひかれているのでは、とあったが、そうではない。中央という言葉を外して仮にA区、B区としたとき、帯山西校区がA区に所属しているのであれば、 <u>実態があるA区に所属させてほしい</u> 、という意味合いである。ブランドではない。
6	・長年主任児童員として中央区の枠の中で活動しているのに、東区民になってしまう。やりがいの実感がずれてくる。
7	・実態のある校区の区にしてほしい。実態として帯山西校区に所属していて、自治会費も帯山西に収めているのに、街灯の件でも、西原校区に言ってください、といわれてしまう。
8	・帯山西小の校区で緩衝として西原小にも通える、と優先順位を入れ替えるべきだった。
9	・地形地物の面で同じような条件にある、1番街区、3番街区の意向は？ →同じ町内で一緒に変わりたいという思いはあるが、緩衝区も残っているので、すでに校区が変わっている我々の街区は、変えて頂きたい。
避難所・投票所に関すること	
10	・大きな道路を渡って投票に行かなくてはならなくなった。
選挙に関すること	
11	・自分たちの民意が反映していただけないという不安がある。
区役所の手続きに関すること	
12	・住民が高齢化する中、医療や介護の面、役所での手続き面でも、東区という行政区と校区がずれていることで、現場の方が戸惑われて、どちらの扱いになるか判断して頂けず、困ることがある。 <u>将来的に区役所までの交通の便の不安がある</u> 。
13	・東区役所まで行かなければならなくなったときに、バスを乗り継ぎ遠回りをしなければならない。高齢になった時の不便さは徐々に出てくる。現在は未だ出ていない事への不安がある。
14	・高齢化の面で言っても、 <u>行政が校区にこだわっていて校区が帯山西小に固定されている以上、行政区を合わせて中央区にして頂きたい</u> と思う。
15	・小学生だった子ども達が成長し、世帯を持って子供が生まれると、 <u>また同じ問題に直面する</u> 。この時点で変更していただければと強く思う。
16	・手続きは不便が無いように配慮されているが、根本的なところから見直して頂かないと、こちらもどうぞこちらもどうぞ、という状態と感じる。生活している者の目線で見て頂きたい。
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること	
17	・郵便番号で検索すると、東区保田窪が出ないものが横行している。住所が無いという扱いをされることがある。地元であれば、説明をすれば理解されるが、他県の通販等には通じない。
18	・生活の面で一番不便に感じることは。 → <u>正確に住所が出でないことがあること</u> 。また、東区に変わったことで、昨日まで届けてくれた宅配が、エリア外ということで届けてくれなくなった。

●第2回検討部会（報告資料）

避難所・投票所に関すること											
1	・投票所が遠く、幹線道路を横断し、危険をとまなう不便な場所になりました。										
2	・2016年熊本地震の際には当然、帯山西小学校へ避難しました。熊本県民・市民が区割りに関係なく、どの避難所にも避難できるのは承知していますが、防災意識としては帯山西校区の区民と共に訓練も行い、それに関わる炊き出しなどの協力も行っています。まだまだ大きな地震が起きる可能性大ですし、大雨による被害などに対しても備えあるまちづくりを目指します。										
選挙に関すること											
3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区</th> <th style="text-align: center;">人口</th> <th style="text-align: center;">選挙有権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中央区</td> <td style="text-align: center;">188,175 人</td> <td style="text-align: center;">149,385 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東区</td> <td style="text-align: center;">188,990 人</td> <td style="text-align: center;">154,341 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(2018.12 時点 2019 年 2 月市政日より、HP より)</p>		区	人口	選挙有権者	中央区	188,175 人	149,385 人	東区	188,990 人	154,341 人
区	人口	選挙有権者									
中央区	188,175 人	149,385 人									
東区	188,990 人	154,341 人									
	・100名弱程度の保田窪2丁目2番街区の住民が東区から中央区へ移行したとしても選挙に大きな影響はみられないのではないのでしょうか。										
4	<p>・平成23年度12月 市政日より(政令都市移行直前)より</p> <p>「市議会議員や県議会議員の選挙も区単位で行われますので、より地域に密着した意見が市政に反映されやすくなります」</p> <p>→ 現状では校区が中央区でも行政区が東区のため意見は反映されません。(権利の侵害では?)</p>										
区役所の手続きに関すること（サービス面）											
5	・医療や介護に関する件でも、このように校区と行政区がねじれている特殊なケースがあることを区役所の職員に申し送りをしていただいたとしても、職員の異動などでじきに申し送りが途切れてしまう可能性も否めません。										
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること（サービス面）											
6	<p>・通販などで「東区保田窪」が検索されず、商品購入ができなかったり、サービスが受けられないことがこの数年間でなくなることはありませんでした。</p> <p>→ これらは住民にとっては著しい支障です(数値化できるものではありません)。</p> <p>→ 「中央区保田窪」と告げることでその場をしのげるかもしれませんが、嘘をつくことで事がまともに運ぶとは異常事態です。</p>										
自治会・まちづくり・校区に関すること											
7	・自治会は住民が自主的に組織し、活動を行っているものとはいえ、熊本市の区ごとに設置されているまちづくりセンターと連携している部分もかなりあります。十数年にわたり、帯山西校区として密着して地域住民とまちづくりをしていますので、継続してさらなる地域コミュニティの充実を図りたいです。										
8	<p>・<u>校区の分断</u>は重視されるのに、なにゆえ<u>行政区の分断</u>は重視されないのでしょうか？</p> <p>ねじれによる支障に焦点を当てるのみならず、同じく帯山西校区であり、自治会も共に長い期間、活動してまちづくりに積極的に参加・協力している現状を評価して区割りの変更を認めていただきたいと切に願います。</p>										

●事務局に頂いた意見（メール等）

指定都市移行時に関すること	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私たち住民が、中央区に憧れて、西原小学校へ通学していたものを急遽、帯山西小学校へ通学しはじめ、それに伴い校区を変更して、さらには行政区まで変更したい、という誤解が無きようお願いしたいです。</li> <li>・校区や自治会の変更をする以前の2002年秋から、当マンションの児童、戸建てのお宅については、その前から帯山西小学校へ通学しています。再春館製菓も寮とはいえ、ファミリータイプがあるので児童が関係しています。実際にそこからも帯山西小学校へ通学していました。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際にはずっと以前から帯山西小へ通学していながら、政令指定都市移行に伴い、行政区は東区、校区は中央区であることで、将来、支障が起きるかもしれない。そのような不安や不具合を少しでも避けたいので、要望を上げています。</li> </ul>
区役所の手続き・投票所に関すること	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護の面でどの区の区役所に行っても同様の手続きができると（審議会の専門家の方は）自負されていましたが、それでは「帯西校区」の私たち住民は「西原小学校」ではなく、今まで通り選挙会場を選挙の度ごとに「帯山西小学校」にさせていただきたいです。サービス面で劣化したからです。しかし、実際に、そんな特別な計りはしていただけるわけはありません。であれば統一感のある姿（校区と行政区を一致）にさせていただきたいです。</li> </ul>
選挙に関すること	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帯山西小学校へ通学し、その校区として生活し、選挙するにあたり、<u>市会議員を選ぶ時にどうして東区という行政区での立候補者へ投票することになるのか説明していただきたい</u>です。本件も何度も書面にて記載していますが、民意は反映されないと皆、考えています。</li> </ul>

## 2. 要望に対する審議の経過

### ●第1回検討部会（平成31年1月11日）

- ・現地調査（保田窪2丁目2番街区を視察）
- ・住民説明・ヒアリング
- ・関係部署調査結果ヒアリング
- ・調査結果を踏まえた上での審議

### ●第2回検討部会（平成31年1月31日）

- ・行政区を変更する場合、変更しない場合の各々の考え方に関する審議

### ●第6回審議会（平成31年2月12日）

- ・検討部会の検討結果に基づき、審議会としての行政区を変更する場合、変更しない場合の結論に関する審議

### 3. 審議会及び検討部会の主な意見

#### ● 「行政区を変更しない」としたご意見

- ①行政、住民からのヒアリングや要望書等の内容をみても、市民生活・行政事務において著しい支障があるとまでは言えないのではないかと。
- ②著しい支障を要望者側の訴えをもって判断してよいのか。審議会は客観的な判断をするべき。
- ③著しい支障とは、行政サービスを受けるのがよほど困難とか低下しているということを指す。行政区は市が行政サービスを提供する基本であるため、このようなハードルの高い要件になっている。それを、校区と行政区のねじれ現象が起きる度に考えるかということ、別個の問題と思う。
- ④不便と思っていること、疎外感を感じていることに対し、行政もしっかり応える努力をした上で、変更は認めるべきではない。
- ⑤産業道路より南側である 1 番街区、3 番街区との違いが対外的に説明できるのか。今よりさらに区境がいびつになる。
- ⑥行政区は、県境、市境などと同様に行政サービスの基本となるものであるため、安定性を考慮すべき。

#### ● 「行政区を変更する」とした場合のご意見

- ①住民全員の同意を集め、周辺地域の同意も得ている。(第三者が) 著しい支障はないので変更はできませんと言えるのか。住民の支障を第三者が著しくないと判断するのはどうか。
- ②著しい支障は、そもそもあり得ないのではないかと。(門前払いと同じではないかと)
- ③1 番・3 番街区は古くからの住民が混在し、行政区変更の要望はまとまっていない。また、西原小学校区(帯山西小緩衝地区)である。帯山西小単独校区である2番街区は比較的新しい住民で、意見がまとまっており、一貫して支障を訴え続けている。
- ④行政区変更の時期と同時期に小学校校区が変わった歴史的経緯を考慮すべきではないか。
- ⑤政令指定都市移行と同時日に小学校区が変更されたという点において、校区については行政として変更を認めている。
- ⑥付帯事項にある歴史的経緯を加味するならば、この件は、「変更」ということではなく、平成24年の時点で「補正」すべきだったのでは、という観点から変更していいと思う。

## ●その他のご意見

### ①「著しい支障」の整理が必要

- ・社会通念上の市民一般から見ての支障（客観）と、実際そこに住んでいる方の支障（主観）で異なる。
- ・当事者からの主観に基づいた支障の訴えを、審議会の場で客観性を持って判断していく。
- ・著しい支障を（付帯事項である）当案件にどこまで適用するのか。

### ②行政区を変更した場合に行政などにかかるコスト（システム改修費）なども検討してみるべき。

### ③学校区と行政区は同一で考えるものではない。

### ④区という大がかりな制度を変更する前に、住民、行政で連携して取り組めることをまず行うべきであり、関係区役所は区をまたがった地域連携活動団体等について十分に認識し、明確な支援の配慮をしていくことが必要と思う。

### ⑤学校区の見直しについては、市民から見るとまちづくりや防災など行政区と関連した事柄と捉えられる側面があることから、市長部局と緊密な協議が必要とするべきなのか。あるいは単なる教育サービスのエリアの問題で、教育委員会が柔軟に対応すればよい事案であり、行政区の問題とは一切関わりのないことと整理するのか。市役所内部で十分に整理検討をしてほしい。

### ⑥住民の要望に関する考え方については、住民の同意は変更への条件的なものであり、住民が求めれば区の境界を自由に変更できるというものではないと考える。

## ●その他（今後の答申書の取り扱い）

壺川17町内については、第5回の審議会で平成31年1月31日を要望書の提出期限としたが、現時点で要望書は提出されていない。

今後、壺川17町内を含め、提出される要望書は、付帯事項としてではなく、答申書の行政区変更の方針に基づき判断する。

	熊本市	保田窪2丁目2番
昭和41年4月	西原小学校開校	保田窪2丁目1番・2番・3番20～35号は、西原小通学区域
昭和51年	産業道路開通	道路開通により西原小学校通学区域が分断
昭和54年4月 昭和55年4月	帯山西小学校開校	帯山西小への緩衝地区を設定
平成14年9月		D'レスティア保田窪 居住開始
平成16年4月		保田窪2丁目2番が帯山西校区第1町内自治会へ加入
平成22年5月	「行政区画の編成及び区役所の位置」熊本市の方針決定	
平成22年 (11月頃)		保田窪2丁目2番(D'レスティア保田窪)から教育委員会へ、通学区域の変更要望。教育委員会からは、緩衝地区(保田窪2丁目1番・2番・3番20～35号)全体の変更の検討を提案。2番から緩衝地区全体の同意を得ようとするが、1番と3番20～35号の同意を断念。
平成23年10月		保田窪2丁目2番の全43世帯より通学区域変更の要望書提出。(西原小→帯山西小・西原中→帯山中)
平成23年11月～ 平成24年2月		通学区域変更に関する地域、学校関係者への説明と承認
平成24年2月 平成24年3月 平成24年4月	教育委員会会議へ議案提出 政令指定都市移行	通学区域変更に係る地域説明会 保田窪2丁目2番の通学区域が西原小学校から帯山西小へ変更。緩衝地区は廃止。
平成26年3月		行政区に関する住民意見交換会
平成29年2月	熊本市行政区画等審議会「行政区の変更について」諮問	
平成30年2月 平成30年3月 平成30年7月 平成30年8月 平成30年9月	熊本市行政区画等審議会答申	住民代表者への答申内容説明 答申内容の住民説明会 周辺自治会等への説明と承認 行政区変更の要望書提出



熊本市長 大西 一史 様

## 要 望 書

「熊本市東区保田窪 2 丁目 2 番街区」について、現在の「東区」から、「中央区」へ行政区の変更を要望します。

### 【変更が必要である理由、根拠】

・政令都市移行以前に西原校区と帯山西校区との緩衝区から帯山西校区への変更を要望し、承認されましたが、行政区（東区）は校区（中央区）と一致せずねじれた状態になっております。行政区を校区と一致させ、更なる地域コミュニティの充実を目指したいと考えています。

・詳細は別紙のとおり

なお、居住者の総意であり、地権者の同意及び関係地域団体の承認を得ておりますので、下記の関係書類を添付いたします。

### 記

#### 1. 添付書類

該当地区の居住者（全世帯）、地権者、事業者の署名

該当地区の自治会の承諾書

該当地区の校区自治協議会の承諾書

隣接する自治会の承諾書

隣接する校区自治協議会の承諾書

平成 30 年 9 月 26 日

熊本市東区保田窪 2 丁目 2 番

住民代表

大西 一史 印

## 別紙 【変更が必要である理由、根拠】

・地形地物の面でも、大きな産業道路で分断されています。  
なぜこの地域が東区になるのか理解に苦しみます。

・昭和 55 年の帯山西小学校開校以来、約二十数年にわたり、通学、自治会も帯山西校区として活動を継続しています。

・政令都市移行時、緩衝区について実際、どちらの校区に何名の児童が通学しているかの実数を市側はまったく把握する作業を行っていないことを知りました。

緩衝区のいずれか側の校区に通う児童がゼロであった場合、地形との兼ね合いをみて実態に則した方に合わせておけば、現在、もめている地区のほとんどが行政区と校区の不一致問題を抱えることもなかったと思われま

す。  
・災害時の避難所、特に水害の避難マップではむしろ不便と危険性が高まる地域へ避難指示が掲載されています。

・選挙の投票所はその産業道路を渡った遠方の西原小学校となり、政令都市になる以前の帯山西小学校よりも不便で危険な道のりとなりました。

・そもそも選挙で実際に生活を住民の希望を実現してくれる候補者を選べる立場にありません。選挙の結果が実生活に反映されないのは残念です。

・2016 年の地震で避難した際も所属している「中央区・帯山西小学校」において「東区」と記載しなければならず、肩身の狭い思いをしました。

・主任児童委員を務める N さんは市に対して「東区保田窪」と住所を提出していますが、役所から届く郵便物の宛名ラベルにはずっと「中央区保田窪」と印刷されて来ていました（最近になってようやく解消）。校区が「帯西校区」であるためかもしれませんが、そうでなければ正確なデータ入力をしていない職員の怠慢であります。そもそも区の不一致がなければ起こりえないミスです。

・熊本中心部の A 総合病院を受診していましたが、ある科の医師から「〇〇さんは東区にお住まいですね。東区にもいい病院があるからそちらへ行ったらいかがですか。」と中央区民でないことを理由に受診拒否のような文言を 2, 3 度言われました。そのことをカルテにも記載されてしまい、予約時には事務職員からも「〇〇さんは東区の病院に行かれるのではないですか？」と言われ、気持ちの上で追い込まれて病院受診を諦めるしかなくなりました。

（「東区」というだけで、東バイパスより東側の住民だと思われてしまいます。

A 総合病院は短時間でバス 1 本でも行くことができ、拒否されると困ります。）

・介護保険の件でも病院から「東区役所へ行ってください」と言われ、「中央区役所でも大丈夫ですよ？」と聞き返すと「(保証はできないので) 東区へ行かれれば間違いありませんからそちらへ行ってみてください」と言われてしまいました。どうしても保険証などの住所に合わせて遠い方を指示されてしまいます。実際に対応可能かどうか、いちいち確認しなければならず余計な手間がかかります。

・東区役所までのアクセスが悪く、不便です。今後、高齢になって車を手放すことになったら大変困ります。現状に対する具体策も見えません。近い将来のうちに対策も示して欲しいです。

・電話帳が区ごとに分かれてしまい、一般の人はこの地区(保田窪2丁目)を中央区と認識しているため、探してもみつけれられません。事情を知っている人は東区を探すという発想が浮かぶかもしれませんが、二度手間になります。

・他県の方には事情を理解して頂けず、ネット通販、宅配便などで「東区保田窪」はコンピュータでヒットしないとわれ、受付を拒否された住民が複数います。

・近所のお弁当屋さんでも政令都市になる以前は配達可能であったものが、「東区」となってからは管轄外扱いとなったらしく、距離の変更がないにもかかわらず配達不可となりました。

・近くの外灯の電球が切れていたのを交換を町内会事務局に申し入れましたが、「地理的に西原校区であるので、そちらへ申し込むように」と断られ、対応してもらえませんでした。

以上



## 【要望となる根拠・追記】

### ■選挙について

- ・投票所が遠く、幹線道路を横断し、危険をとまなう不便な場所になりました。

区	人口	選挙有権者
中央区	188,175 人	149,385 人
東区	188,990 人	154,341 人

(2018.12 時点 2019 年 2 月市政だより、HP より)

- ・100 名弱程度の保田窪 2 丁目 2 番街区の住民が東区から中央区へ移行したとしても選挙に大きな影響はみられないのではないのでしょうか。
- ・平成 23 年度 12 月 市政だより(政令都市移行直前)より「市議会議員や県議会議員の選挙も区単位で行われますので、より地域に密着した意見が市政に反映されやすくなります」
  - 現状では校区が中央区でも行政区が東区のため意見は反映されません。(権利の侵害では?)

### ■サービス面

- ・通販などで「東区保田窪」が検索されず、商品購入ができなかったり、サービスが受けられないことがこの数年間でなくなることはありませんでした。
  - これらは住民にとっては著しい支障です(数値化できるものではありません)。
  - 「中央区保田窪」と告げることでその場をしのげるかもしれませんが、嘘をつくことで事がまともに運ぶとは異常事態です。
- ・医療や介護に関する件でも、このように校区と行政区がねじれている特殊なケースがあることを区役所の職員に申し送りをしていただいたとしても、職員の異動などでじきに申し送りが途切れてしまう可能性も否めません。

### ■防災面

2016 年熊本地震の際には当然、帯山西小学校へ避難しました。

熊本県民・市民が区割りに関係なく、どの避難所にも避難できるのは承知していますが、防災意識としては帯山西校区の区民と共に訓練も行い、それに関わる炊き出しなどの協力も行っています。まだまだ大きな地震が起きる可能性大ですし、大雨による被害などに対しても備えあるまちづくりを目指します。

自治会は住民が自主的に組織し、活動を行っているものとはいえ、熊本市の区ごとに設置されているまちづくりセンターと連携している部分もかなりあります。十数年にわたり、帯山西校区として密着して地域住民とまちづくりをしていますので、継続してさらなる地域コミュニティの充実を図りたいです。

校区の分断は重視されるのに、なにゆえ行政区の分断は重視されないのでしょうか？  
ねじれによる支障に焦点を当てるのみならず、同じく帯山西校区であり、自治会も共に長い期間、活動してまちづくりに積極的に参加・協力している現状を評価して区割りの変更を認めていただきたいと切に願います。

【まちづくりについて】

【質問】 Dレスティア保田窪のマンションのコミュニティとしてだけでなく、帯山西1町内の自治会としての「まちづくり」でどのようなことをしているか。

【回答】 帯山西小校区として以下の活動をしています。複数の者が重複して活動したり、年度ごとに交代したりしており、数多くの者が関わっています。

□子ども会と婦人会（学校や地域の行事には常に携わっています）

交通安全指導 防犯パトロールや挨拶運動  
廃品回収（年4回） 帯西まつり参加及び準備や手伝い  
校区運動会への参加 敬老会への参加や手伝い  
校区各スポーツ大会 もちつきや伝承遊び等  
むらさき公園・三角公園の草取り（毎月） コミセン広場清掃

□婦人会

帯西小・帯山中 入学式・卒業式に出席  
防災訓練炊き出し  
防災会議

□食生活改善推進員

子育ての集いのおやつ作り（毎月） 男性クッキング（年1回）

□主任児童委員（市の委託）（各種団体に所属）

子育てサークルの実施（毎月）  
校区の赤ちゃん訪問（市の委託）（2名で帯山西小校区全体を担当）  
帯西小、帯山中の入学式、卒業式、年間行事への出席  
中央区食育推進ネットワーク  
中央区子育て支援ネットワーク  
育成クラブ運営委員会

□各種団体

帯山西校区  
民生委員児童委員協議会  
社会福祉協議会  
青少年健全育成協議会（帯山中でも活動）  
→ その活動の一つにさわやか推進事業（各種団体参加）  
内容：帯中校区の公園の清掃作業。帯中の生徒が花の宅配としてプランターを地域の事業所等に届ける活動の計画や実施  
実行委員会出席（於：帯山中 年数回）  
子どもネットワーク  
→ 関連して毎年、各種団体連絡協議会という会議出席  
帯山中ネットワーク会議出席

□ボランティア

帯西小での絵本の読み聞かせ

要望書に対する市の考え方

要望 No.	要望書記載の行政区変更の理由・根拠の要旨	市としての考え方 (要旨。詳細は各資料に記載)
指定都市移行時に関すること		
1	大きな産業道路で分断されているのになぜ東区なのか。	当該地区は、指定都市移行時に行政区を編成した際の基準に基づき、行政区を編成している。
2	政令都市移行時の区割りの際、緩衝区の通学人数を把握していない。緩衝区の通学状況を考慮すべきだった。	
自治会に関すること		
3	昭和 55 年の帯山西小開校以来、通学、自治会とも帯山西校区として活動している。	保田窪 2 丁目 2 番は左記のとおり。なお、1 番、3 番 (20 号～35 号) は、校区は西原小 (緩衝区・帯山西小)、自治会活動は、1 番の一部と 3 番の 1 件が帯山西校区第 1 町内自治会として活動中。
4	外灯の電球交換を町内会事務局に申し入れたところ、西原校区ということで対応してもらえなかった。	該当の防犯灯は西原校区第 1 町内が設置しており、電球の交換は西原校区第 1 町内で対応。今後は帯山西校区第 1 町内自治会へ所有権や維持管理の移管を検討したいとのこと。
避難所・投票所に関すること		
5	水害の非難マップ (ハザードマップ) はむしろ不便と危険性が高まる地域へ避難指示が掲載されている	現在、災害時に住民が避難するにあたり、居住する校区、町内、街区等による避難所等の振り分けや指定、制限は設けていない (まずは被災場所から近い避難場所へ避難するのが原則)。併せて、地域の住民が避難所等の運営にあたる際にも、居住エリアによる受け入れの制限、拒否等をしないよう、校区防災連絡会等を通じ指導・依頼している。  (避難所、投票所までの距離:「西原小学校」677.37m 「帯山西小学校」573.02m)
6	帯山西小学校に避難した際に「東区」と記載したが肩身が狭く感じた。	
7	選挙の投票所が、産業道路を渡った遠方の西原小学校である。	
区役所の手続に関すること		
8	東区役所へのアクセスが悪い。高齢になって車を手放したら困る。対策も見えない。	区役所を含め、市の施設までの距離やアクセスが全ての地域で同一というのは難しいことから、本市では市民の利便性を鑑み、一部を除き居住区に限らずどの区役所でも手続きができるようになっている。
9	主任児童委員宛の市の郵便物のラベルが「東区保田窪」ではなく「中央区保田窪」と誤っていた。(解消済み)	住所を一部手入力したため誤入力したもの。現在は「東区保田窪」で郵送している。
10	介護保険に関して、病院で東区役所を案内される。(正確には後期高齢者医療制度)	介護保険のサービスや後期高齢者医療制度に関して、居住区以外のどの区役所でも申請や問い合わせに対応している。

選挙に関すること		
11	選挙で、住民の希望を実現してくれる候補者を選べない。	<p>現行の選挙のルールの中では、お住まいの区の候補者に対し投票することは可能と考える。</p> <p>(検討部会参考資料4)</p> <p>地方公共団体の議会の議員の選挙は、各選挙区の立候補者への投票を通じて民意を反映するという制度を採用している。また、自己の属する選挙区(東区)の立候補者への投票により民意を反映することができるので、選挙権が侵害されているとは考えられない。</p> <p>大部分が中央区に属する帯山西小学校区の問題について東区選出の議員が取り組むことはできない(あるいは取り組んでくれない)、という前提に立っていると考えられるが、東区選出の議員の政治活動にそのような制限はなく、上記問題に取り組むことは可能であることから、現在の選挙区でも民意の反映は可能である。</p>
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること		
12	中央区の病院を受診した際、受診拒否のような文言で、東区を受診を勧められた。	<p>保田窪2丁目が隣接区にまたがる町名であることを認識していない企業等の事例と思慮する。郵便番号と代表的な宅急便のホームページでは、保田窪2丁目は中央区、東区とも検索可能であった。</p> <p>なお、市内に隣接区にまたがる町名は計19か所ある。</p>
13	他県の方には事情を理解していただけず、ネット通販、宅配便などで「東区保田窪」はコンピュータでヒットしないと言われ、受付を拒否された。	
14	東区の電話帳に掲載されているが、一般の人は保田窪2丁目を中央区と認識しているため見つからない。	
15	近所の弁当屋が、政令指定都市移行前は配達していたのに、東区となってからは管轄外扱いで配達不可となった。	

## 熊本市行政区画等審議会第 6 回議事要旨

平成 31 年 2 月 12 日 (火) 9:00~11:10

熊本市役所 1 4 階大ホール

●保田窪 2 丁目 2 番街区の行政区変更の要望について、澤田部会長をはじめ 5 人の委員の皆さまで、検討部会で審議いただいた。2 回にわたる検討結果について、部会長からご報告をお願いします。

●(報告資料に沿って説明)

最終的な結論については、審議会に委ねたいと考えている。改めて検討部会を行った議論としては、著しい支障をどのように見るか、市民一般から見て著しい支障なのか、あるいは行政から見てなのか、あるいはその住民なのか。その点での整理が必要ということ。最終的な結論を下すにあたっては、このように結論を下した、という説明が要る、そのあたりも審議会のご意見を頂きたい。

1 番街区と 3 番街区も一緒に、ではなく、2 番街区のみであることについて補足する。この 2 番街区は新しい住民が集中しており、1 番、3 番街区は古くからの住民も混在している。検討部会で、この 1 番、3 番も一緒にという話は無かったのか、ということも要望した 2 番街区の住民にヒアリングでお訊ねしたが、お話ししたがまとまらなかった、ということだった。2 番街区は、帯山西小単独校区であり、1 番、3 番は緩衝地区となっている。

●部会の報告について、何かご質問やご意見はありませんか。

●住民の支障を第三者が著しくないと判断するのはどうかという一文があるが、住民の方からの、こういう支障がある、と受けて判断するのはこの場だと思うのだが、その点をご説明頂けるか。

⇒色々意見が交わされたが、誰にとって支障があるかということを考慮すべきかで、社会通念上市民一般から見ての支障という話もあれば、実際そこに住んでいる方が不便と感じているなら支障と考えてよいのではという意見もあり、俎上に載せた訴えを受け止めるかというところで交わされた議論。

●5 人の検討部会だが、3 人と 1 人となっているのは。

⇒部会長をのぞく 4 人でこのように意見がわかれたということ。部会長はとりまとめの中立的な立場で、できるだけ皆さんの意見をきいて、意見をまとめるようにした。

●そういう考え方もあると思うが、部会長が中心になって結論を出してよかったのではと思う。

⇒本日の審議会の中で、部会長のご意見も伺えると思う。

●資料の地図の中で、2 番街区で「自治会空白地帯」とかかれた区域があるが。この方たちは、他自治会住民のように市政など自治会を通じた情報入手は可能なのだろうか。

⇒空白地帯という表現はそぐわないかもしれない。どこの自治会にも加入していない世帯である。

●ご説明の中で、著しい支障をどう見るかのそもそもの議論があったと同ったが、主観性と客観性との違いがある。当事者からの主観に基づいた内容を、この審議会の場で客観性を持って判断していいと思う。

●区とまちづくりの話があったが、検討部会で、行政職員やささえりあ職員にも話を聞いた。その中で、まちづくりの担当からは、区というより校区を意識してまちづくりをしている、運用しているので、職員側からの支障は無い、という話だった。

●他にご意見がないようであれば、審議に移りたい。事務局から、審議のポイントのご説明をお願いします。

●事務局（検討部会の資料にて保田窪2丁目2番の歴史的経緯の説明、審議資料にて審議のポイントを説明。）

●ご説明がありました確認事項について、委員の意見をいただきたい。

●要件の緩和というのは違和感がある。我々は基準に基づいて審査しているのであり、この場で緩和するとかしないとかが話ではない。

⇒緩和という言葉が誤解を生じたかもしれない。検討部会でも話が出たが、区割りの見直しの前提に地形地物の変更があり、地形地物の変更があって著しい支障が生じるものである。そのため、そもそも著しい支障という事象がこの2つの地区でありえるのか。加えて、この2つの地域は、地域の要望や過去の経緯等を加味した上で検討することとなっているという趣旨である。

●変更する際は、行政にコストがかかってくる。その辺りはどうか。

⇒システムの改修などの調査に時間がかかる。検討部会の際にお知らせした、住基の変更以外にもあることは確かである。他市にも照会しているところ。

●検討部会で、実際の現場や、住民の方のヒアリングを行った。3番街との境には小川があり、地形上の区切りが見て取れた。生活上の不便など、住民の一人ひとりの声を聞くことが大事であり、その上で、まちづくりセンター等行政の運用でもカバーすることができるので、行政区を変更する程の支障は無いと考える。

●検討部会で、自分も現地視察とヒアリングを行った。著しい支障をきたしているか、この「著しい」とは何ぞやというところが論点と思うが、これは、一般市民の社会通念上の受忍限度を指すのだという考え方もあると思うが、私は、「住民側が支障をきたしていること」でもいいのでは、と考えた。付帯事項で、歴史的経緯を加味してみると、校区の変更もされており、帯山西小校区として自治会活動を長年されている中で、肩身の狭さを感じているなど、首尾一貫して言われている。第三者がそれを言いきれぬのかということである。

また、行政としては、帯山西を統一校区として教育委員会が認めている。

行政区を変更しても良いのではないかと考えている。

●審査基準の才の著しい支障については、主観的でなく、行政サービスを受ける観点から客観的にとらえるべきと思う。行政の立場からは、基本的な行政区は頻繁に変えるものではないので、著しいサービスの低下につながる程ではないと、と考える。今回の件が前例になって、人口増減等で校区変更が発生した場合の影響も考えられるので、学校区と行政区を同一で考えるものではないと思う。

●小学校単位でまちづくりを実際している立場からすると、それと区は連動している方がやりやすい、と考えていたが、検討部会での調査を見ると、市が校区単位のまちづくりを進めているということだったが、行政がそういったフォローをされているのであれば、大きな行政区という仕組みまで変更する必要はないのではないかと思う。

●2番をということだが、何番、という街区単位で変更するのは虫食いになるので、違和感がある。基準に基づいて考えるべきだと思うが、「著しい」というのはかなり難しい。これは、「相当な」とかいう、他の表現もあると思うが、その検討はまた別の場になると思う。結論としては、行政区の変更は認めるべきではない、という考え。

●審査基準が決められた上での検討であり、客観的に判断するべきだと思う。市民生活及び行政事務の執行上の著しい支障というのは、よほどサービスを受けるのが困難とか、低下しているとかになると思うが、かなりハードルの高い要件である。これは、行政区は市が行政サービスを提供する基本となっているからと思う。これを、校区と行政区のねじれ現象が起きる度に考えるのか、というと、別個の問題だと思う。客観的な視点から、市民生活及び行政事務の執行上著しい支障は無いと思う。また、まちづくりの観点からも支障が無いと考える。

先ほど著しい支障の緩和という話があったが、緩和はするべきではないと思う。

不便と思っていること、疎外感を感じていることに対し、行政もしっかり応える努力をした上で、変更は認めるべきではない、という考え。

●本件は別として、今後は校区と行政区はリンクさせるべきではないと思っている。ただ、本件は、結論を言うと、変更していいと考えている。その前に、一つは、恨み節になるが、教育委員会が、なぜこの時期に変更したのかということ。

付帯事項にある歴史的経緯を加味するなら、この件は、「変更」ということではなく、その平成24年の時点で「補正」すべきだったのでは、という観点から変更していいと思う。

支障、ということについて、そもそも著しい支障というのがありえるのかという点もある。この基準では、著しい支障が無いと区を変更しませんよ、ということになるのだが、そもそも区を変更することによって何か支障を解決することはないのではないかと考えている。

●変更しない、という考えである。理由は、一つは地形上、虫食いの状態になり後に禍根を残すと思う点。また、町内の一街区である、これも虫食いの形。そして、校区はまちづくりの上で、キーワード、ベースではあるが、金科玉条ではない。熊本市が地域づくりをやっていく上で、こういう地域をどうカバーしあっていくか、という問題だと思う。

●民生委員の会議に出席した再、東西南北、様々なところで、区割りについていびつだという話が出ることもあり、いわゆる区役所が遠いといった距離的な話は聞いていた。ただ、そのために行政的なサービスは、整えられているという認識。著しい支障ということには、客観的な判断が必要と思う。門前払いという話もあったが、一度決めた基準は守るべきと思う。また、自分は、検討部会での判断を最重要視したいと思う。また、以前、事案に関係する地域の代表のような立場の委員の方がおられたので、今後は、委員の選定の際事務局はきちんとチェックするべきと思う。

●客観的に見るとき、支障の面を見ると、様々なサービスを受けられないということは無い。通販などの住所の問題は、例えば、行政職員も企業に説明していくといった努力が要ると思う。区割りができた直後ならわかるのだが、今まで生活をしてきていることから、著しい支障とまではいえず、変更は必要ないと思う。

●熊本市の子どもたちは、教育の機会均等、教育の質と同じ条件のもと行われるものだが、教育行政の視点からは、子どもたちが教育を受ける側として、著しい支障が無いことを常に考えている。区・校区等が違うこと等でサービスに違いがあってはいけない。緩衝などを設定し、保護者や子どもが通学の利便性などで選んでいくものであり、学校区は柔軟なものである。学校は、選んで来てもらうよう良い教育を提供しているという立場。学校区をまちづくりの中心に考えてもらうのはありがたいことではあるが、行政区と校区の基準は違うものであり、教育という行政サービスの提供の元になる条件は崩さない方が良く考えるので、行政区の変更には当たらない。

●先ほど各委員からも話があったように、なぜ教育委員会は、校区の変更を政令指定都市の区政が敷かれるこのタイミングに行ったのかという問題はある。市民から見たら同じ熊本市なのだが、教育委員会と市長事務局とは異なる組織編成である。もしかしたらそういったシステム的な問題なのかもしれない。学校区の線引きは、町丁界だけではなくこれまでの経緯も踏まえ、時にはこの家の裏などを通るとか、境が複雑曖昧ともみえるほど柔軟な運営がされてきたと聞いている。しかし今般の2つの区域変更の案件は、学校区変更を主理由の一つとして申し立てられた。このような影響を考えると、今後、教育委員会ではどう学校区の変更を処理すべきなのだろうか。

学校区の見直しについては、市民から見るとまちづくりや防災など行政区と関連した事柄と捉えられる側面があることから、市長部局と緊密な協議が必要とするべきなのか。あるいは単なる教育サービスのエリアの問題で、教育委員会が柔軟に対応すればよい事案であり、行政区の問題とは一切関わりのないことと整理するのか。市役所内部で十分に整理検討をしてほしい。

本日欠席されているが、西嶋委員が以前、「現代社会においては、住民は様々な境界を柔軟に行き来して活動をしている。区という大がかりな制度を変更する前に、住民、行政で連携して取り組めることをまず行うべきではないか」という趣旨のお話をされた。こういった考え方は妥当であり、そのような状況を支援していくためにも、関係区役所は区をまたがった地域連携活動団体等について十分に認識し、明確な支援の配慮をしていくことが必要と思う。

また、確認事項にある、住民の要望についての考え方については、住民の同意は変更への条件的なものであり、住民が求めれば区の境界を自由に変更できるというものではないと考える。

●それでは、次回は審議会としての結論を出すこととなりますが、その際は無記名投票という手続きを取りたいと考えますがよろしいですか。

●欠席の委員が多いと影響が大きいので、次回は、欠席の場合はあらかじめ封書にした意思を事務局が預かるようにしてはいかがか。

●了解。その他には何かありますか。

●方針決定のところの、パブリックコメントに当該地域から出されているかを知りたい。また、通学区の地域説明会でどのような話があるか、知りたい。個人情報に関係もあろうから、可能な範囲でよい。

⇒事務局で調べて、審議会に提供して欲しい。

●それでは、続いて事務局から、付帯事項の対象であるもう一方、壺川地域についての状況ご報告をお願いします。

●事務局

(審議資料に沿って説明)

●何か、質問等ありますか。

●例えば、壺川 17 町内のさらに一部分、小さい街区だけということもありえるか。

⇒壺川 17 町内からは、住民全員の同意のところはほぼ終わっていると聞いているので、それは無いと考えている。

●付帯事項でなく、行政区画の方針に基づき判断、となると、基準の「地形地物の・・・」という意味ではほとんどないと思われる。

⇒「地形地物等の大規模な変更等によって、区における適切かつ効率的な行政サービス及び市民生活に支障をきたす可能性が明らかになった場合は、区境の見直しを検討する」という答申書の変更の方針に基づくことになる。

●それでは、この件の取り扱いは、了承するというところでよろしいですか。

一同了承

●本日の議事は以上とする。委員の皆様の任期の延長の手続きも必要です。事務局の方で調整をお願いします。

審議について、ご協力をありがとうございました。